昭和二十三年政令第三百五十三号

検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令

内閣は、検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）第一条の規定に基き、この政令を制定する。

その所在地に検察審査会を置くべき地方裁判所及び地方裁判所支部を別表上欄記載の通り定め、当該検察審査会の名称及び管轄区域をそれぞれ同表中欄及び下欄の通り定める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　**（昭和二四年一二月二九日政令第四一一号）**

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十四年七月一日から適用する。

附　則　**（昭和二五年三月三一日政令第四五号）**

この政令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附　則　**（昭和二五年一二月二三日政令第三六五号）**

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十五年十一月二十日から適用する。

附　則　**（昭和二六年五月八日政令第一四〇号）**

この政令は、昭和二十六年六月一日から施行する。

附　則　**（昭和二七年六月二五日政令第二〇六号）**

この政令は、昭和二十七年七月一日から施行する。

附　則　**（昭和二八年四月二三日政令第八〇号）**

この政令は、昭和二十八年六月一日から施行する。

附　則　**（昭和二九年四月二四日政令第八七号）**　**抄**

1

この政令は、昭和二十九年五月一日から施行する。

附　則　**（昭和三〇年七月一五日政令第一二五号）**

この政令は、昭和三十年八月一日から施行する。

附　則　**（昭和三〇年一一月一日政令第二九四号）**

1

この政令は、公布の日から施行する。ただし、検察審査会法第二条第一項各号に掲げる事項に関しては、昭和三十一年四月三十日までは、なお従前の例による。

2

昭和三十一年四月三十日以前に鹿児島検察審査会に申立のあつたこの政令による改正後の名瀬検察審査会の管轄区域内に所在する検察庁に属する検察官がした公訴を提起しない処分の当否の審査事件であつて、同日までにその審査手続が終了していないものについては、鹿児島検察審査会は、名瀬検察審査会にその事件を移送することができる。

附　則　**（昭和三一年四月一三日政令第九一号）**

この政令は、昭和三十一年五月一日から施行する。

附　則　**（昭和三二年四月一六日政令第六八号）**

この政令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

附　則　**（昭和三三年四月二五日政令第八六号）**

この政令は、昭和三十三年五月一日から施行する。

附　則　**（昭和三四年三月七日政令第二七号）**

この政令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附　則　**（昭和三五年四月二六日政令第一一一号）**

この政令は、昭和三十五年六月一日から施行する。

附　則　**（昭和三六年三月一八日政令第三一号）**

この政令は、昭和三十六年五月一日から施行する。

附　則　**（昭和三七年三月二九日政令第八二号）**

この政令は、昭和三十七年五月一日から施行する。

附　則　**（昭和三八年五月二四日政令第一七〇号）**

この政令は、昭和三十八年六月一日から施行する。

附　則　**（昭和四二年七月二八日政令第二一二号）**

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　**（昭和四四年四月一日政令第七三号）**

この政令は、昭和四十四年四月二十三日から施行する。

附　則　**（昭和四七年四月二七日政令第九六号）**

この政令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附　則（昭和四七年八月一日政令第三〇一号）

この政令は、昭和四十七年九月一日から施行する。

附　則（昭和五四年四月七日政令第一〇五号）

この政令は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第九号）の施行の日から施行する。

附　則（昭和六二年一二月二五日政令第四一一号）

この政令は、昭和六十三年五月一日から施行する。

附　則（平成元年一二月二八日政令第三五三号）

1　この政令は、平成二年四月一日から施行する。

2　この政令により廃止される常陸太田検察審査会、鰍沢検察審査会、砺波検察審査会、笠岡検察審査会又は高梁検察審査会においてこの政令の施行前にした審査の申立ての受理その他の手続は、それぞれこの政令により当該検察審査会の管轄区域を管轄することとなる検察審査会においてした審査の申立ての受理その他の手続とみなす。

3　この政令の施行の際現に高崎検察審査会、奈良検察審査会又は唐津検察審査会において審査中の事件で、中之条簡易裁判所、宇陀簡易裁判所又は伊万里簡易裁判所の管轄区域内に所在する検察庁に属する検察官のした公訴を提起しない処分の当否に関する事件の管轄については、なお従前の例による。

附　則（平成三年一一月一日政令第三三九号）

この政令は、平成四年一月一日から施行する。

附　則（平成八年一月三一日政令第一六号）

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附　則（平成一三年四月一三日政令第一六一号）

この政令は、平成十三年五月一日から施行する。

附　則（平成一五年四月一六日政令第二〇八号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令別表第三表徳山簡易裁判所の項の改正規定及び第二条の規定は、平成十五年四月二十一日から施行する。

附　則（平成一六年一〇月二九日政令第三三四号）

この政令は、平成十六年十一月一日から施行する。

附　則（平成一七年三月一九日政令第五七号）

この政令は、平成十七年三月二十一日から施行する。

附　則（平成二〇年七月四日政令第二一七号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十年七月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第二条及び附則第六条の規定　刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十二号）第三条（検察審査会法（以下「法」という。）第一条第一項の改正規定に限る。）の規定の施行の日（平成二十一年四月一日）

（第一条の規定による改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令（附則第四条において「新令」という。）の規定により新たに置かれた検察審査会（次条において「新設検察審査会」という。）の検察審査会事務局長は、法第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十年十二月二十八日までに選定しなければならない第一群の検察審査員及び補充員については、平成二十一年三月三十一日までに選定すれば足りる。

2　前項の規定により選定された第一群の検察審査員及び補充員の任期は、法第十四条の規定にかかわらず、平成二十一年五月一日から同年七月三十一日までとする。

第三条　この政令の施行の際現に存する検察審査会と管轄区域を同じくするものは、平成二十一年四月三十日までの間、新設検察審査会の検察審査員候補者について、法第十二条の七第二号に規定する判断をするものとする。ただし、次の各号に掲げる検察審査会は、当該各号に定める新設検察審査会の検察審査員候補者について、当該判断をするものとする。

一　東京第一検察審査会　東京第三検察審査会及び東京第四検察審査会

二　東京第二検察審査会　東京第五検察審査会及び東京第六検察審査会

三　大阪第一検察審査会　大阪第三検察審査会

四　大阪第二検察審査会　大阪第四検察審査会

第四条　第一条の規定による改正前の検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令の規定により置かれた横浜検察審査会、さいたま検察審査会、千葉検察審査会、京都検察審査会、神戸検察審査会、広島検察審査会及び福岡検察審査会は、それぞれ新令の規定に基づく横浜第一検察審査会、さいたま第一検察審査会、千葉第一検察審査会、京都第一検察審査会、神戸第一検察審査会、広島第一検察審査会及び福岡第一検察審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

（第二条の規定による改正に伴う経過措置）

第五条　第二条の規定により廃止されることとなる検察審査会（次条において「廃止検察審査会」という。）の管轄区域内の市町村の選挙管理委員会は、法第十条第一項の規定にかかわらず、第二群から第四群までに属すべき検察審査員候補者の予定者については、同項の規定による選定を要しない。

第六条　廃止検察審査会において第二条の規定の施行前にした審査の申立ての受理その他の手続は、それぞれ同条の規定による改正後の検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令の規定により当該廃止検察審査会の管轄区域を管轄することとなる検察審査会（次項において「受入検察審査会」という。）においてした審査の申立ての受理その他の手続とみなす。

2　第二条の規定の施行前に廃止検察審査会にあてて発せられた申立書その他の書類で同条の規定の施行の際まだ受理されていないものは、受入検察審査会にあてたものとみなす。

附　則　**（平成二一年二月四日政令第一四号）**

この政令は、平成二十一年四月二十日から施行する。

別表

地方裁判所及び地方裁判所支部	名称	管轄区域
東京地方裁判所	東京第一検察審査会	東京簡易裁判所管轄区域
	東京第二検察審査会	八丈島簡易裁判所管轄区域
	東京第三検察審査会	伊豆大島簡易裁判所管轄区域
	東京第四検察審査会	新島簡易裁判所管轄区域
	東京第五検察審査会	
	東京第六検察審査会	
東京地方裁判所立川支部	立川検察審査会	立川簡易裁判所管轄区域
		八王子簡易裁判所管轄区域
		武蔵野簡易裁判所管轄区域
		青梅簡易裁判所管轄区域
		町田簡易裁判所管轄区域
横浜地方裁判所	横浜第一検察審査会	横浜簡易裁判所管轄区域
	横浜第二検察審査会	神奈川簡易裁判所管轄区域
	横浜第三検察審査会	保土ヶ谷簡易裁判所管轄区域
		川崎簡易裁判所管轄区域
		鎌倉簡易裁判所管轄区域
		藤沢簡易裁判所管轄区域
		相模原簡易裁判所管轄区域
横浜地方裁判所横須賀支部	横須賀検察審査会	横須賀簡易裁判所管轄区域
横浜地方裁判所小田原支部	小田原検察審査会	小田原簡易裁判所管轄区域
		厚木簡易裁判所管轄区域
		平塚簡易裁判所管轄区域
さいたま地方裁判所	さいたま第一検察審査会	さいたま簡易裁判所管轄区域
	さいたま第二検察審査会	川口簡易裁判所管轄区域
		大宮簡易裁判所管轄区域
		久喜簡易裁判所管轄区域
		越谷簡易裁判所管轄区域
さいたま地方裁判所川越支部	川越検察審査会	川越簡易裁判所管轄区域
		飯能簡易裁判所管轄区域
		所沢簡易裁判所管轄区域
さいたま地方裁判所熊谷支部	熊谷検察審査会	熊谷簡易裁判所管轄区域
		本庄簡易裁判所管轄区域
		秩父簡易裁判所管轄区域
千葉地方裁判所	千葉第一検察審査会	千葉簡易裁判所管轄区域
	千葉第二検察審査会	佐倉簡易裁判所管轄区域

		千葉一宮簡易裁判所管轄区域
千葉地方裁判所松戸支部	松戸検察審査会	市川簡易裁判所管轄区域
		松戸簡易裁判所管轄区域
千葉地方裁判所木更津支部	木更津検察審査会	館山簡易裁判所管轄区域
		木更津簡易裁判所管轄区域
千葉地方裁判所八日市場支部	八日市場検察審査会	八日市場簡易裁判所管轄区域
		銚子簡易裁判所管轄区域
		東金簡易裁判所管轄区域
		佐原簡易裁判所管轄区域
水戸地方裁判所	水戸検察審査会	水戸簡易裁判所管轄区域
		笠間簡易裁判所管轄区域
		日立簡易裁判所管轄区域
		常陸太田簡易裁判所管轄区域
水戸地方裁判所土浦支部	土浦検察審査会	土浦簡易裁判所管轄区域
		石岡簡易裁判所管轄区域
		龍ケ崎簡易裁判所管轄区域
		取手簡易裁判所管轄区域
		麻生簡易裁判所管轄区域
水戸地方裁判所下妻支部	下妻検察審査会	下妻簡易裁判所管轄区域
		下館簡易裁判所管轄区域
		古河簡易裁判所管轄区域
宇都宮地方裁判所	宇都宮検察審査会	宇都宮簡易裁判所管轄区域
		真岡簡易裁判所管轄区域
宇都宮地方裁判所大田原支部	大田原検察審査会	大田原簡易裁判所管轄区域
宇都宮地方裁判所栃木支部	栃木検察審査会	栃木簡易裁判所管轄区域
		小山簡易裁判所管轄区域
宇都宮地方裁判所足利支部	足利検察審査会	足利簡易裁判所管轄区域
前橋地方裁判所	前橋検察審査会	前橋簡易裁判所管轄区域
		伊勢崎簡易裁判所管轄区域
		沼田簡易裁判所管轄区域
		中之条簡易裁判所管轄区域
前橋地方裁判所太田支部	太田検察審査会	太田簡易裁判所管轄区域
		館林簡易裁判所管轄区域
		桐生簡易裁判所管轄区域
前橋地方裁判所高崎支部	高崎検察審査会	高崎簡易裁判所管轄区域
		藤岡簡易裁判所管轄区域
		群馬富岡簡易裁判所管轄区域
静岡地方裁判所	静岡検察審査会	静岡簡易裁判所管轄区域
		清水簡易裁判所管轄区域
		島田簡易裁判所管轄区域
静岡地方裁判所沼津支部	沼津検察審査会	沼津簡易裁判所管轄区域
		熱海簡易裁判所管轄区域
		三島簡易裁判所管轄区域
		下田簡易裁判所管轄区域
		富士簡易裁判所管轄区域

静岡地方裁判所浜松支部	浜松検察審査会	浜松簡易裁判所管轄区域
		掛川簡易裁判所管轄区域
甲府地方裁判所	甲府検察審査会	甲府簡易裁判所管轄区域
		鰍沢簡易裁判所管轄区域
		都留簡易裁判所管轄区域
		富士吉田簡易裁判所管轄区域
長野地方裁判所	長野検察審査会	長野簡易裁判所管轄区域
		飯山簡易裁判所管轄区域
長野地方裁判所上田支部	上田検察審査会	上田簡易裁判所管轄区域
		佐久簡易裁判所管轄区域
長野地方裁判所松本支部	松本検察審査会	松本簡易裁判所管轄区域
		木曾福島簡易裁判所管轄区域
		大町簡易裁判所管轄区域
		諏訪簡易裁判所管轄区域
		岡谷簡易裁判所管轄区域
長野地方裁判所飯田支部	飯田検察審査会	飯田簡易裁判所管轄区域
		伊那簡易裁判所管轄区域
新潟地方裁判所	新潟検察審査会	新潟簡易裁判所管轄区域
		新津簡易裁判所管轄区域
		三条簡易裁判所管轄区域
新潟地方裁判所新発田支部	新発田検察審査会	新発田簡易裁判所管轄区域
		村上簡易裁判所管轄区域
新潟地方裁判所長岡支部	長岡検察審査会	長岡簡易裁判所管轄区域
		十日町簡易裁判所管轄区域
		柏崎簡易裁判所管轄区域
		南魚沼簡易裁判所管轄区域
新潟地方裁判所高田支部	高田検察審査会	高田簡易裁判所管轄区域
		糸魚川簡易裁判所管轄区域
新潟地方裁判所佐渡支部	佐渡検察審査会	佐渡簡易裁判所管轄区域
大阪地方裁判所	大阪第一検察審査会	大阪簡易裁判所管轄区域
	大阪第二検察審査会	大阪池田簡易裁判所管轄区域
	大阪第三検察審査会	豊中簡易裁判所管轄区域
	大阪第四検察審査会	吹田簡易裁判所管轄区域
		茨木簡易裁判所管轄区域
		東大阪簡易裁判所管轄区域
		枚方簡易裁判所管轄区域
大阪地方裁判所堺支部	堺検察審査会	堺簡易裁判所管轄区域
		富田林簡易裁判所管轄区域
		羽曳野簡易裁判所管轄区域
大阪地方裁判所岸和田支部	岸和田検察審査会	岸和田簡易裁判所管轄区域
		佐野簡易裁判所管轄区域
京都地方裁判所	京都第一検察審査会	京都簡易裁判所管轄区域
	京都第二検察審査会	伏見簡易裁判所管轄区域
		右京簡易裁判所管轄区域
		向日町簡易裁判所管轄区域

		木津簡易裁判所管轄区域
		宇治簡易裁判所管轄区域
		園部簡易裁判所管轄区域
		亀岡簡易裁判所管轄区域
京都地方裁判所宮津支部	宮津検察審査会	宮津簡易裁判所管轄区域
		京丹後簡易裁判所管轄区域
京都地方裁判所舞鶴支部	舞鶴検察審査会	舞鶴簡易裁判所管轄区域
		福知山簡易裁判所管轄区域
神戸地方裁判所	神戸第一検察審査会	神戸簡易裁判所管轄区域
	神戸第二検察審査会	尼崎簡易裁判所管轄区域
		西宮簡易裁判所管轄区域
		明石簡易裁判所管轄区域
		洲本簡易裁判所管轄区域
神戸地方裁判所伊丹支部	伊丹検察審査会	伊丹簡易裁判所管轄区域
		篠山簡易裁判所管轄区域
		柏原簡易裁判所管轄区域
神戸地方裁判所姫路支部	姫路検察審査会	姫路簡易裁判所管轄区域
		加古川簡易裁判所管轄区域
		社簡易裁判所管轄区域
		龍野簡易裁判所管轄区域
神戸地方裁判所豊岡支部	豊岡検察審査会	豊岡簡易裁判所管轄区域
		浜坂簡易裁判所管轄区域
奈良地方裁判所	奈良検察審査会	奈良簡易裁判所管轄区域
奈良地方裁判所葛城支部	葛城検察審査会	葛城簡易裁判所管轄区域
		宇陀簡易裁判所管轄区域
		五條簡易裁判所管轄区域
		吉野簡易裁判所管轄区域
大津地方裁判所	大津検察審査会	大津簡易裁判所管轄区域
		高島簡易裁判所管轄区域
		甲賀簡易裁判所管轄区域
大津地方裁判所彦根支部	彦根検察審査会	彦根簡易裁判所管轄区域
		東近江簡易裁判所管轄区域
大津地方裁判所長浜支部	長浜検察審査会	長浜簡易裁判所管轄区域
和歌山地方裁判所	和歌山検察審査会	和歌山簡易裁判所管轄区域
		湯浅簡易裁判所管轄区域
		妙寺簡易裁判所管轄区域
		橋本簡易裁判所管轄区域
		御坊簡易裁判所管轄区域
和歌山地方裁判所田辺支部	田辺検察審査会	田辺簡易裁判所管轄区域
		串本簡易裁判所管轄区域
		新宮簡易裁判所管轄区域
名古屋地方裁判所	名古屋第一検察審査会	名古屋簡易裁判所管轄区域
		春日井簡易裁判所管轄区域
	名古屋第二検察審査会	瀬戸簡易裁判所管轄区域
		津島簡易裁判所管轄区域

名古屋地方裁判所一宮支部	一宮検察審査会	一宮簡易裁判所管轄区域
		犬山簡易裁判所管轄区域
名古屋地方裁判所半田支部	半田検察審査会	半田簡易裁判所管轄区域
名古屋地方裁判所岡崎支部	岡崎検察審査会	岡崎簡易裁判所管轄区域
		安城簡易裁判所管轄区域
		豊田簡易裁判所管轄区域
名古屋地方裁判所豊橋支部	豊橋検察審査会	豊橋簡易裁判所管轄区域
		新城簡易裁判所管轄区域
津地方裁判所	津検察審査会	津簡易裁判所管轄区域
		鈴鹿簡易裁判所管轄区域
		松阪簡易裁判所管轄区域
		熊野簡易裁判所管轄区域
		尾鷲簡易裁判所管轄区域
津地方裁判所伊賀支部	伊賀検察審査会	伊賀簡易裁判所管轄区域
津地方裁判所四日市支部	四日市検察審査会	四日市簡易裁判所管轄区域
		桑名簡易裁判所管轄区域
津地方裁判所伊勢支部	伊勢検察審査会	伊勢簡易裁判所管轄区域
岐阜地方裁判所	岐阜検察審査会	岐阜簡易裁判所管轄区域
		郡上簡易裁判所管轄区域
		高山簡易裁判所管轄区域
岐阜地方裁判所大垣支部	大垣検察審査会	大垣簡易裁判所管轄区域
岐阜地方裁判所多治見支部	多治見検察審査会	多治見簡易裁判所管轄区域
		御嵩簡易裁判所管轄区域
		中津川簡易裁判所管轄区域
福井地方裁判所	福井検察審査会	福井簡易裁判所管轄区域
		武生簡易裁判所管轄区域
		大野簡易裁判所管轄区域
		敦賀簡易裁判所管轄区域
		小浜簡易裁判所管轄区域
金沢地方裁判所	金沢検察審査会	金沢簡易裁判所管轄区域
		小松簡易裁判所管轄区域
金沢地方裁判所七尾支部	七尾検察審査会	七尾簡易裁判所管轄区域
		輪島簡易裁判所管轄区域
		珠洲簡易裁判所管轄区域
富山地方裁判所	富山検察審査会	富山簡易裁判所管轄区域
		魚津簡易裁判所管轄区域
富山地方裁判所高岡支部	高岡検察審査会	高岡簡易裁判所管轄区域
		砺波簡易裁判所管轄区域
広島地方裁判所	広島第一検察審査会	広島簡易裁判所管轄区域
	広島第二検察審査会	東広島簡易裁判所管轄区域
		可部簡易裁判所管轄区域
		大竹簡易裁判所管轄区域
広島地方裁判所呉支部	呉検察審査会	呉簡易裁判所管轄区域
		竹原簡易裁判所管轄区域
広島地方裁判所尾道支部	尾道検察審査会	尾道簡易裁判所管轄区域

広島地方裁判所福山支部	福山検察審査会	福山簡易裁判所管轄区域 府中簡易裁判所管轄区域
広島地方裁判所三次支部	三次検察審査会	三次簡易裁判所管轄区域 庄原簡易裁判所管轄区域
山口地方裁判所	山口検察審査会	山口簡易裁判所管轄区域 防府簡易裁判所管轄区域 船木簡易裁判所管轄区域 宇部簡易裁判所管轄区域
山口地方裁判所周南支部	周南検察審査会	周南簡易裁判所管轄区域
山口地方裁判所萩支部	萩検察審査会	萩簡易裁判所管轄区域 長門簡易裁判所管轄区域
山口地方裁判所岩国支部	岩国検察審査会	岩国簡易裁判所管轄区域 柳井簡易裁判所管轄区域
山口地方裁判所下関支部	下関検察審査会	下関簡易裁判所管轄区域
岡山地方裁判所	岡山検察審査会	岡山簡易裁判所管轄区域 玉野簡易裁判所管轄区域 児島簡易裁判所管轄区域 高梁簡易裁判所管轄区域 新見簡易裁判所管轄区域
岡山地方裁判所倉敷支部	倉敷検察審査会	倉敷簡易裁判所管轄区域 玉島簡易裁判所管轄区域 笠岡簡易裁判所管轄区域
岡山地方裁判所津山支部	津山検察審査会	津山簡易裁判所管轄区域 勝山簡易裁判所管轄区域
鳥取地方裁判所	鳥取検察審査会	鳥取簡易裁判所管轄区域 倉吉簡易裁判所管轄区域
鳥取地方裁判所米子支部	米子検察審査会	米子簡易裁判所管轄区域
松江地方裁判所	松江検察審査会	松江簡易裁判所管轄区域 雲南簡易裁判所管轄区域 出雲簡易裁判所管轄区域 浜田簡易裁判所管轄区域 益田簡易裁判所管轄区域 川本簡易裁判所管轄区域
松江地方裁判所西郷支部	西郷検察審査会	西郷簡易裁判所管轄区域
福岡地方裁判所	福岡第一検察審査会 福岡第二検察審査会	福岡簡易裁判所管轄区域 宗像簡易裁判所管轄区域 甘木簡易裁判所管轄区域
福岡地方裁判所飯塚支部	飯塚検察審査会	飯塚簡易裁判所管轄区域 直方簡易裁判所管轄区域 田川簡易裁判所管轄区域
福岡地方裁判所久留米支部	久留米検察審査会	久留米簡易裁判所管轄区域 うきは簡易裁判所管轄区域 八女簡易裁判所管轄区域
福岡地方裁判所柳川支部	柳川検察審査会	柳川簡易裁判所管轄区域 大牟田簡易裁判所管轄区域

福岡地方裁判所小倉支部	小倉検察審査会	小倉簡易裁判所管轄区域
		折尾簡易裁判所管轄区域
		行橋簡易裁判所管轄区域
佐賀地方裁判所	佐賀検察審査会	佐賀簡易裁判所管轄区域
		鳥栖簡易裁判所管轄区域
		武雄簡易裁判所管轄区域
		鹿島簡易裁判所管轄区域
		伊万里簡易裁判所管轄区域
		唐津簡易裁判所管轄区域
長崎地方裁判所	長崎検察審査会	長崎簡易裁判所管轄区域
		大村簡易裁判所管轄区域
		諫早簡易裁判所管轄区域
		島原簡易裁判所管轄区域
長崎地方裁判所佐世保支部	佐世保検察審査会	佐世保簡易裁判所管轄区域
		平戸簡易裁判所管轄区域
長崎地方裁判所五島支部	五島検察審査会	五島簡易裁判所管轄区域
		新上五島簡易裁判所管轄区域
長崎地方裁判所厳原支部	厳原検察審査会	厳原簡易裁判所管轄区域
		上県簡易裁判所管轄区域
		壱岐簡易裁判所管轄区域
大分地方裁判所	大分検察審査会	大分簡易裁判所管轄区域
		別府簡易裁判所管轄区域
		杵築簡易裁判所管轄区域
		日田簡易裁判所管轄区域
		竹田簡易裁判所管轄区域
		佐伯簡易裁判所管轄区域
		臼杵簡易裁判所管轄区域
大分地方裁判所中津支部	中津検察審査会	中津簡易裁判所管轄区域
		豊後高田簡易裁判所管轄区域
熊本地方裁判所	熊本検察審査会	熊本簡易裁判所管轄区域
		宇城簡易裁判所管轄区域
		荒尾簡易裁判所管轄区域
		玉名簡易裁判所管轄区域
		山鹿簡易裁判所管轄区域
		御船簡易裁判所管轄区域
		阿蘇簡易裁判所管轄区域
		高森簡易裁判所管轄区域
		天草簡易裁判所管轄区域
		牛深簡易裁判所管轄区域
熊本地方裁判所八代支部	八代検察審査会	八代簡易裁判所管轄区域
		水俣簡易裁判所管轄区域
		人吉簡易裁判所管轄区域
鹿児島地方裁判所	鹿児島検察審査会	鹿児島簡易裁判所管轄区域
		伊集院簡易裁判所管轄区域
		種子島簡易裁判所管轄区域

鹿児島地方裁判所名瀬支部	名瀬検察審査会	屋久島簡易裁判所管轄区域 加治木簡易裁判所管轄区域 大口簡易裁判所管轄区域 知覧簡易裁判所管轄区域 加世田簡易裁判所管轄区域 指宿簡易裁判所管轄区域 川内簡易裁判所管轄区域 出水簡易裁判所管轄区域 甑島簡易裁判所管轄区域
鹿児島地方裁判所鹿屋支部	鹿屋検察審査会	名瀬簡易裁判所管轄区域 徳之島簡易裁判所管轄区域
宮崎地方裁判所	宮崎検察審査会	鹿屋簡易裁判所管轄区域 大隅簡易裁判所管轄区域
宮崎地方裁判所都城支部	都城検察審査会	宮崎簡易裁判所管轄区域 西都簡易裁判所管轄区域 日南簡易裁判所管轄区域
宮崎地方裁判所延岡支部	延岡検察審査会	都城簡易裁判所管轄区域 小林簡易裁判所管轄区域
那覇地方裁判所	那覇検察審査会	延岡簡易裁判所管轄区域 日向簡易裁判所管轄区域 高千穂簡易裁判所管轄区域
那覇地方裁判所平良支部	平良検察審査会	那覇簡易裁判所管轄区域 沖縄簡易裁判所管轄区域 名護簡易裁判所管轄区域
那覇地方裁判所石垣支部	石垣検察審査会	平良簡易裁判所管轄区域
仙台地方裁判所	仙台検察審査会	石垣簡易裁判所管轄区域
仙台地方裁判所古川支部	古川検察審査会	仙台簡易裁判所管轄区域 大河原簡易裁判所管轄区域 石巻簡易裁判所管轄区域 気仙沼簡易裁判所管轄区域
福島地方裁判所	福島検察審査会	古川簡易裁判所管轄区域 築館簡易裁判所管轄区域 登米簡易裁判所管轄区域
福島地方裁判所郡山支部	郡山検察審査会	福島簡易裁判所管轄区域 相馬簡易裁判所管轄区域
福島地方裁判所会津若松支部	会津若松検察審査会	郡山簡易裁判所管轄区域 白河簡易裁判所管轄区域 棚倉簡易裁判所管轄区域
福島地方裁判所いわき支部	いわき検察審査会	会津若松簡易裁判所管轄区域 田島簡易裁判所管轄区域
山形地方裁判所	山形検察審査会	いわき簡易裁判所管轄区域 福島富岡簡易裁判所管轄区域
山形地方裁判所米沢支部	米沢検察審査会	山形簡易裁判所管轄区域 新庄簡易裁判所管轄区域 米沢簡易裁判所管轄区域

		赤湯簡易裁判所管轄区域
山形地方裁判所鶴岡支部	鶴岡検察審査会	長井簡易裁判所管轄区域
		鶴岡簡易裁判所管轄区域
山形地方裁判所酒田支部	酒田検察審査会	酒田簡易裁判所管轄区域
盛岡地方裁判所	盛岡検察審査会	盛岡簡易裁判所管轄区域
		花巻簡易裁判所管轄区域
		遠野簡易裁判所管轄区域
		釜石簡易裁判所管轄区域
		宮古簡易裁判所管轄区域
盛岡地方裁判所二戸支部	二戸検察審査会	二戸簡易裁判所管轄区域
		久慈簡易裁判所管轄区域
盛岡地方裁判所一関支部	一関検察審査会	一関簡易裁判所管轄区域
		大船渡簡易裁判所管轄区域
		水沢簡易裁判所管轄区域
秋田地方裁判所	秋田検察審査会	秋田簡易裁判所管轄区域
		男鹿簡易裁判所管轄区域
		本荘簡易裁判所管轄区域
秋田地方裁判所能代支部	能代検察審査会	能代簡易裁判所管轄区域
秋田地方裁判所大館支部	大館検察審査会	大館簡易裁判所管轄区域
		鹿角簡易裁判所管轄区域
秋田地方裁判所大曲支部	大曲検察審査会	大曲簡易裁判所管轄区域
		横手簡易裁判所管轄区域
		湯沢簡易裁判所管轄区域
		角館簡易裁判所管轄区域
青森地方裁判所	青森検察審査会	青森簡易裁判所管轄区域
		むつ簡易裁判所管轄区域
		野辺地簡易裁判所管轄区域
青森地方裁判所弘前支部	弘前検察審査会	弘前簡易裁判所管轄区域
		五所川原簡易裁判所管轄区域
		鰺ケ沢簡易裁判所管轄区域
青森地方裁判所八戸支部	八戸検察審査会	八戸簡易裁判所管轄区域
		十和田簡易裁判所管轄区域
札幌地方裁判所	札幌検察審査会	札幌簡易裁判所管轄区域
		浦河簡易裁判所管轄区域
		静内簡易裁判所管轄区域
札幌地方裁判所岩見沢支部	岩見沢検察審査会	岩見沢簡易裁判所管轄区域
		夕張簡易裁判所管轄区域
		滝川簡易裁判所管轄区域
札幌地方裁判所室蘭支部	室蘭検察審査会	室蘭簡易裁判所管轄区域
		伊達簡易裁判所管轄区域
		苫小牧簡易裁判所管轄区域
札幌地方裁判所小樽支部	小樽検察審査会	小樽簡易裁判所管轄区域
		岩内簡易裁判所管轄区域
函館地方裁判所	函館検察審査会	函館簡易裁判所管轄区域
		松前簡易裁判所管轄区域

	旭川地方裁判所	
	旭川検察審査会	旭川簡易裁判所管轄区域 深川簡易裁判所管轄区域 富良野簡易裁判所管轄区域 名寄簡易裁判所管轄区域 紋別簡易裁判所管轄区域 中頓別簡易裁判所管轄区域 留萌簡易裁判所管轄区域 稚内簡易裁判所管轄区域 天塩簡易裁判所管轄区域
	釧路地方裁判所	
	釧路検察審査会	釧路簡易裁判所管轄区域 根室簡易裁判所管轄区域 標津簡易裁判所管轄区域
	釧路地方裁判所帯広支部	
	帯広検察審査会	帯広簡易裁判所管轄区域 本別簡易裁判所管轄区域
	釧路地方裁判所北見支部	
	北見検察審査会	北見簡易裁判所管轄区域 網走簡易裁判所管轄区域 遠軽簡易裁判所管轄区域
	高松地方裁判所	
	高松検察審査会	高松簡易裁判所管轄区域 土庄簡易裁判所管轄区域
	高松地方裁判所丸亀支部	
	丸亀検察審査会	丸亀簡易裁判所管轄区域 善通寺簡易裁判所管轄区域 観音寺簡易裁判所管轄区域
	徳島地方裁判所	
	徳島検察審査会	徳島簡易裁判所管轄区域 鳴門簡易裁判所管轄区域 阿南簡易裁判所管轄区域 牟岐簡易裁判所管轄区域 吉野川簡易裁判所管轄区域
	徳島地方裁判所美馬支部	
	美馬検察審査会	美馬簡易裁判所管轄区域 徳島池田簡易裁判所管轄区域
	高知地方裁判所	
	高知検察審査会	高知簡易裁判所管轄区域 須崎簡易裁判所管轄区域 安芸簡易裁判所管轄区域 中村簡易裁判所管轄区域
	松山地方裁判所	
	松山検察審査会	松山簡易裁判所管轄区域
	松山地方裁判所大洲支部	
	大洲検察審査会	大洲簡易裁判所管轄区域 八幡浜簡易裁判所管轄区域
	松山地方裁判所西条支部	
	西条検察審査会	西条簡易裁判所管轄区域 新居浜簡易裁判所管轄区域 四国中央簡易裁判所管轄区域
	松山地方裁判所今治支部	
	今治検察審査会	今治簡易裁判所管轄区域
	松山地方裁判所宇和島支部	
	宇和島検察審査会	宇和島簡易裁判所管轄区域
	寿都簡易裁判所管轄区域	
	江差簡易裁判所管轄区域	
	八雲簡易裁判所管轄区域	
	愛南簡易裁判所管轄区域	